

海技士免状更新・失効再交付講習を受講される皆様へ

平成26年4月1日より新しい制度が導入されました。

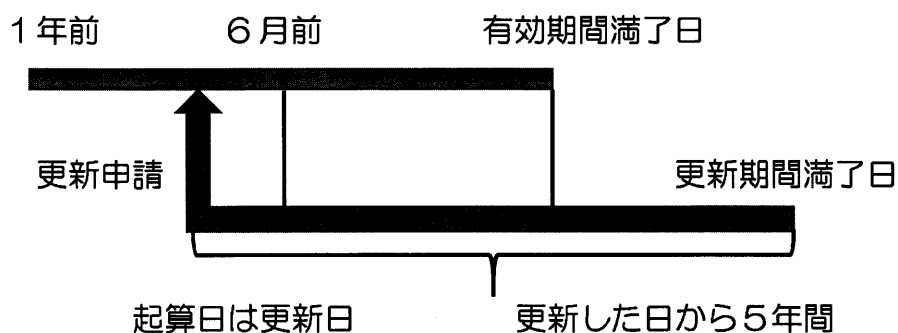
1・船員法に基づき指定された医師からの証明が必要となりました。

海技士身体検査証明書（第7号様式：有効期間は3ヶ月間）を受講申し込み時に提出していただきます。

※指定医師については運輸局のホームページ等でご確認ください。

2・海技免状の有効期間の起算日のルールが変更になりました。

① 有効期間満了日1年前～6月よりも前に更新した場合



② 有効期間満了日より6月前～満了日までに更新した場合

